様式第八を次のように改める。

（様式第八）

資料貸出申込票　国際子ども図書館	請求記号	利用者ＩＤ	加入館番号
		編著者名　　出版年 書　名 巻 出版社（者）	
	申込み　　年　月　日	所在地〒 図書館名 印	
	＊受理　　年　月　日	電　話	
	＊受理番号	ＦＡＸ	

＊印欄以外は貴館で御記入ください。

（国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則の一部改正）

第三条　国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則（昭和六十一年国立国会図書館規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「最近号」の下に「（中央館が所蔵するもののうち中央館の館長が別に定めるものを除く。）」を加える。

第四条第二項第一号中「八十件」を「八十点」に改め、同項第二号中「三十件」を「八十点」に改め、同項第三号中「二十件」を「二十点」に改める。

第七条第一項中「貸出資料」の下に「又は中央館が支部図書館に交付する利用証（以下「利用証」という。）」を加える。

第九条第一項中「職員」の下に「又は当該支部図書館の責任者から貸出しに係る手続の代行を認められた者（以下「代行者」という。）」を加え、同条第四項中「職員」の下に「又は代行者」を加え、「中央館が当該支部図書館に交付した利用カードを」を「その氏名等を中央館に事前に通知した上で、その身分を証明するに足りる書類を利用証とともに」に改め、同条第六項中「職員」の下に「又は代行者」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十四年一月六日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の国立国会図書館資料利用規則第四条第三項に規定する登録利用者又は登録図書館等は、それぞれ、この規則による改正後の国立国会図書館資料利用規則第四条第四項に規定する登録利用者又は登録図書館等とみなす。

○国立国会図書館告示第三号

複写料金に関する件の一部を改正する件を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日　　国立国会図書館長　長尾　**真**

複写料金に関する件の一部を改正する件

複写料金に関する件（昭和六十一年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表電子式複写による印画の項中「二百円」を「百三十円」に改め、同表機械可読資料等の印刷出力による印画の項の次に次のように加える。

マイクロフィルム又はマイクロフィッシュからの印刷出力による印画	
Ａ四	一枚につき二十円
Ａ三	一枚につき四十円

第四項各号中「包装料」を「発送事務手数料」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年一月六日から施行する。